



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月2,200円

目次

○ 告示

- 298 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 (畜産課)
- 299 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施 (")
- 300 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)
- 301 " (")
- 302 " (")
- 303 林業種苗生産事業者の登録 (")
- 304 道路の区域変更 (道路保全課)
- 305 新道路の供用開始等 (")
- 306 道路の区域変更 (")
- 307 新道路の供用開始等 (")
- 308 道路の区域変更 (")
- 309 新道路の供用開始等 (")
- 310 道路の区域変更 (")
- 311 新道路の供用開始等 (")
- 312 道路の区域変更 (")
- 313 新道路の供用開始等 (")
- 314 道路の区域変更 (")
- 315 新道路の供用開始等 (")
- 316 道路の区域変更 (")
- 317 新道路の供用開始等 (")
- 318 道路の区域変更 (")
- 319 新道路の供用開始等 (")
- 320 道路の区域変更 (")
- 321 新道路の供用開始等 (")
- 322 道路の区域変更 (")
- 323 新道路の供用開始等 (")
- 324 公有水面埋立て工事のしゅん功認可 (港湾空港振興課)

○ 正誤

平成17年9月20日付け和歌山県報号外和歌山県告示第1296号中
平成18年1月13日付け和歌山県報第1724号和歌山県告示第40号中

告 示

和歌山県告示第298号

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第5条第1項の

規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 実施の目的

- (1) ヨーネ病の発生予防のため
- (2) 腐そ病の発生予防のため
- (3) 伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- (4) 高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (5) 家きんサルモネラ感染症の発生予防のため
- (6) 馬伝染性貧血の発生予防のため
- (7) 牛流行熱の発生予察のため
- (8) イバラキ病の発生予察のため
- (9) アカバネ病の発生予察のため
- (10) アイノウイルス感染症の発生予察のため
- (11) チュウザン病の発生予察のため

2 実施する区域

- (1) ヨーネ病検査 紀北家畜保健衛生所の管轄区域
- (2) 腐そ病検査 県内全域
- (3) 伝達性海綿状脳症検査 県内全域
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 紀美野町、有田川町
- (6) 馬伝染性貧血検査 和歌山市、海南市
- (7) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (8) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (9) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (10) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (11) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) ヨーネ病検査 牛 (搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及びこれと同一施設内で飼養している牛に限る。)
- (2) 腐そ病検査 みつばち
- (3) 伝達性海綿状脳症検査 牛海綿状脳症特別措置法 (平

成14年法律第70号)第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体(同条第2項ただし書に該当する場合を除く。)及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

- (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 鶏(種鶏について、おむね飼養羽数の10%、最小100羽)
- (6) 馬伝染性貧血検査 馬
- (7) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認められた牛
- (8) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認められた牛
- (9) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認められた牛
- (10) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認められた牛
- (11) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認められた牛

4 実施の期日

- (1) ヨーネ病検査 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (2) 腐そ病検査 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (3) 伝達性海綿状脳症検査 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 平成21年4月1日から平成22年1月31日まで
- (6) 馬伝染性貧血検査 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (7) 牛流行熱検査 原則として平成21年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (8) イバラキ病検査 原則として平成21年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (9) アカバネ病検査 原則として平成21年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (10) アイノウイルス感染症検査 原則として平成21年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (11) チュウザン病検査 原則として平成21年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

5 検査の方法

- (1) ヨーネ病検査 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条第2項に規定する方法
- (2) 腐そ病検査 臨床検査及び細菌検査
- (3) 伝達性海綿状脳症検査 家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法

- (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査(寒天ゲル内沈降反応)及びその他必要な検査
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 血清反応(平板急速凝集反応)
- (6) 馬伝染性貧血検査 家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法
- (7) 牛流行熱検査 臨床検査及び血清学的検査
- (8) イバラキ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (9) アカバネ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (10) アイノウイルス感染症検査 臨床検査及び血清学的検査
- (11) チュウザン病検査 臨床検査及び血清学的検査

和歌山県告示第299号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 実施の目的

- (1) 牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生予防のため
- (3) イバラキ病の発生予防のため
- (4) アカバネ病の発生予防のため
- (5) チュウザン病の発生予防のため
- (6) アイノウイルス感染症の発生予防のため
- (7) 豚丹毒の発生予防のため
- (8) 流行性脳炎の発生予防のため

2 実施する区域

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 県内全域
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 県内全域
- (3) イバラキ病予防注射 県内全域
- (4) アカバネ病予防注射 県内全域
- (5) チュウザン病予防注射 県内全域
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 県内全域
- (7) 豚丹毒予防注射 県内全域
- (8) 流行性脳炎予防注射 県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛
- (3) イバラキ病予防注射 牛
- (4) アカバネ病予防注射 牛
- (5) チュウザン病予防注射 牛
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 牛
- (7) 豚丹毒予防注射 豚

- (8) 流行性脳炎予防注射 豚(繁殖豚に限る。)
- 4 実施の期日
 - (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
 - (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
 - (3) イバラキ病予防注射 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
 - (4) アカバネ病予防注射 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
 - (5) チュウザン病予防注射 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
 - (6) アイノウイルス感染症予防注射 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
 - (7) 豚丹毒予防注射 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
 - (8) 流行性脳炎予防注射 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- 5 注射の方法
 - (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射については、牛伝染性鼻気管炎等予防液を筋肉内に注射する。
 - (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射については、牛ウイルス性下痢・粘膜病等予防液を筋肉内に注射する。
 - (3) イバラキ病予防注射については、イバラキ病予防液を皮下に注射する。
 - (4) アカバネ病予防注射については、アカバネ病等予防液を筋肉内に注射する。
 - (5) チュウザン病予防注射については、チュウザン病等予防液を筋肉内に注射する。
 - (6) アイノウイルス感染症予防注射については、アイノウイルス感染症等予防液を筋肉内に注射する。
 - (7) 豚丹毒予防注射については、豚丹毒予防液を皮下に注射する。
 - (8) 流行性脳炎予防注射については、次の区分により豚流行性脳炎予防液を皮下に注射する。
 - ア 経産豚 1回
 - イ 未経産豚 3週間から4週間までの間隔で2回

和歌山県告示第300号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町本宮字船尾谷1392の1、1392の2
- 2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。字船尾谷1392の1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第301号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町相須字宮ノ下95、95の1、96、字宮ノ上159・字西ノ谷233(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字廣野287、288・292(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、293
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第302号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡高野町大字花坂字

スハ原511・字木瀬原548の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字スハ原511・字木瀬原548の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第303号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
	氏名又は名称	住所	採種	精選	苗木の育成	幼苗以外の苗木の育成	名称	所在地
8776	坂畑傳右衛門	東牟婁郡串本町西向915番地			○	○	坂畑傳右衛門	東牟婁郡串本町西向

和歌山県告示第304号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡有田川町有原146番1地先から同町有原134番1地先まで	旧	5.10 } 13.70	135.60	
同上	新	6.20 } 27.10	127.60	

和歌山県告示第306号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡有田川町西ヶ峰368番1地先から同町西ヶ峰375番1地先まで	旧	5.60 } 10.20	112.30	
同上	新	8.50 } 19.20	109.80	

和歌山県告示第305号

平成21年和歌山県告示第304号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年3月17日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第307号

平成21年和歌山県告示第306号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年3月17日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第308号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡有田川町西ヶ峰483番2地先から同町西ヶ峰572番地先まで	旧	5.00 } 7.10	24.90	
同上	新	5.30 } 13.00	27.40	

和歌山県告示第309号

平成21年和歌山県告示第308号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年3月17日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第310号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡有田川町西ヶ峰576番地先から同町西ヶ峰536番地先まで	旧	4.20 } 12.10	84.70	
同上	新	6.10 } 20.80	83.00	

和歌山県告示第311号

平成21年和歌山県告示第310号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年3月17日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第312号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡有田川町西ヶ峰655番1地先から同町西ヶ峰690番地先まで	旧	4.30 } 7.60	263.40	
同上	新	5.00 } 22.80	245.60	

和歌山県告示第313号

平成21年和歌山県告示第312号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年3月17日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第314号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡有田川町西ヶ峰815番地先から同町西ヶ峰839	旧	4.30 }	178.30	

番1地先まで		11.60		
同上	新	5.60 } 15.10	174.90	

和歌山県告示第315号

平成21年和歌山県告示第314号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年3月17日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡有田川町西ヶ峰270番1地先から同町西ヶ峰270番2地先まで	旧	7.40 } 9.40	100.40	
同上	新	9.10 } 19.10	99.50	

和歌山県告示第317号

平成21年和歌山県告示第316号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年3月17日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡有田川町瀬井517番地先から同町瀬井521番地先まで	旧	4.20 } 12.90	89.50	
同上	新	5.20 } 12.90	88.30	

和歌山県告示第319号

平成21年和歌山県告示第318号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年3月17日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡有田川町彦ヶ瀬626番1地先から同町彦ヶ瀬625番1地先まで	旧	10.60 } 18.80	117.30	
同上	新	12.30 } 29.00	111.80	

和歌山県告示第321号

平成21年和歌山県告示第320号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年3月17日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基

づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 船津和佐線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
日高郡日高川町大字船津字沼田515番1地先から同町大字船津字赤坂1445番1地先まで	旧	7.20 } 10.80	240.00	
同上	旧	9.50 } 18.30	300.00	観音寺橋 L=92.00
同上	新	9.50 } 18.30	300.00	観音寺橋 L=92.00

和歌山県告示第323号

平成21年和歌山県告示第322号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年3月26日14時から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第324号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第3項の規定により、関係図書を和歌山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで縦覧に供する。

平成21年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 しゅん功認可を受けた者
 - (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
 - (2) 名称 和歌山県
 - (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
 - (4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸
- 2 埋立区域

(1) 位置

和歌山市久保丁四丁目3番から同市小野町三丁目51番に至る前面護岸の地先公有水面

(2) 区域

次の6から7までの地点を順次結んだ線、及び6の地点と7の地点とを結ぶ平成16年の秋分の満潮位（D.L. +1.63m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（国土地理院「青岸」三等三角点、和歌山県和歌山市湊1342番地）

北緯34度13分19.3854秒

東経135度8分32.4431秒

6の地点 基点から61度19分01秒 1,970.29mの地点

7の地点 6の地点から25度43分58秒 176.11mの地点

(3) 面積

673.99平方メートル

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成18年1月5日和歌山県指令管整第219号

5 しゅん功認可年月日 平成21年3月17日

正 誤

正 誤

平成17年9月20日付け和歌山県報号外和歌山県告示第1296号中

ページ	段	行目	誤	正
1	右	上から5及び下から8	5の地点と6の地点	6の地点と7の地点

正 誤

平成18年1月13日付け和歌山県報第1724号和歌山県告示第40号中

ページ	段	行目	誤	正
5	右	下から18	5の地点と6の地点	6の地点と7の地点
6	左	上から13		